

入札申請の際の確認事項

最終改正：令和8年4月1日

■総合評価競争入札の場合においても、電子入札システムの都合により表記を価格競争としております。一般競争入札の公告文の内容により、価格競争入札又は総合評価競争入札かをご判断ください。

【1】入札時における労務費等が明示された内訳書の提出について

令和7年12月12日付の公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の改正により、建設工事の入札時に提出する工事費等内訳書に「材料費」、「労務費」、「法定福利費の事業主負担額」、「安全衛生経費」及び「建退共制度の掛金」の記載が義務化されました。

内訳書の様式は任意ですが、入札情報サービスに掲載する下記の様式を参考に作成してください。

<工事費内訳書(土木工事)の参考様式 抜粋>

工事区分・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額
〇〇				
〇〇工				
〇〇工				
...	...	...		
直接工事費				
うち材料費				
うち労務費				
共通仮設費				
純工事費				
現場管理費				
うち法定福利費の事業主負担額				
うち建退共制度の掛金				
工事原価				
うち安全衛生経費				
一般管理費等				
工事価格				
消費税相当額				
工事費計				

<工事費内訳書(建築工事)の参考様式 抜粋>

工事区分・工種・種別・細別	単位	数量	単価	金額
直接工事費				
〇〇工事				
〇〇工事				
〇〇工事				
うち材料費				
うち労務費				
計				
共通費				
共通仮設費				
現場管理費				
うち建退共制度の掛金				
工事原価のうち現場労働者の 法定福利費の事業主負担額				
工事原価のうち安全衛生経費				
一般管理費等				
計				
工事価格				
消費税相当額				
工事費計				

【2】低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について

市川市では、建設工事等の一般競争入札において、低入札価格調査制度、最低制限価格制度を導入しています。適用される制度は、原則として以下の通りですが、異なる取り扱いを定める場合がありますので、必ず各公告文にてご確認ください。

■最低制限価格制度

- ◇対 象 ・設計金額が5,000万円以下の建設工事（総合評価競争入札を除く。）
- ◇失 格 ・最低制限価格を下回った入札を行った者は、失格となります。
※最低制限価格は、市川市低入札価格制度に関する要綱（以下「低入要綱」という。）別表第1（第2条関係）をご参照下さい。

■低入札価格調査制度

- ◇対 象 ・設計金額が5,000万円を超える建設工事
・総合評価競争入札による建設工事
- ◇失 格 ・失格判定基準価格に満たない入札を行った者は、失格となります。
※失格判定基準価格は、低入要綱別表第2（第3条関係）をご参照下さい。
・内訳書の各費用が、費用別の失格判定基準価格を1つでも下回った場合、失格となります。（設計金額が1億円を超える建設工事）
- ◇調 査 ・調査基準価格に満たない入札を行った者は、低入札価格調査の対象となります。
※調査基準価格は、低入要綱別表第1（第2条関係）をご参照下さい。
※低入札価格調査を行った結果、低入要綱第6条第5項により落札者としません場合があります。
詳細は、市川市低入札価格調査制度に関する要綱を参照ください。

<低入札価格調査を経て、契約を締結した場合の注意事項>

(1) 契約保証金、前払金等において制限があります。

- ・契約保証金は契約金額の100分の30以上を納めていただきます。
- ・前払金は契約金額の100分の20を超える請求ができません。

(2) 労働条件の確認を行います。

市川市公契約要綱第4条第1項第1号及び第2項の規定により、当該工事の契約期間中に以下の調査を受審いただきます。詳しくは、市川市公契約要綱をご参照ください。

①労働環境の確認

受注者は、市が指定する社会保険労務士と契約を締結し、労働条件審査を受審します。
なお、受審に要する費用（1案件原則20万円（税抜））は受注者の負担となります。

②労働者の適切な賃金水準による賃金支払いの確認

受注者及びすべての下請業者は、労働者賃金支払報告書等を作成し、受注者が取りまとめたうえで、市に提出いただきます。

市川市低入札価格調査制度に関する要綱、市川市最低制限価格制度に関する要綱

市川市公契約要綱（市川市建設工事等契約関係基準集（以下「基準集」という。）[へリンク](#)）

【3】技術者の専任配置について

■技術者の専任配置を要する建設工事の設計金額等について

金額が 4,500 万円以上の建設工事（建築一式工事は 9,000 万円以上）については主任技術者又は監理技術者を専任で配置することになります。また、総額 5,000 万円以上の下請契約（建築一式工事は 8,000 万円以上）を締結して施工する場合には、特定建設業許可を受け、監理技術者を配置することになります。ただし、入札公告等において別の定めをした場合は、その内容を優先します。

■配置予定技術者の専任配置を要する期間について

- ◇ 専任配置の開始日・・・契約締結日
- ◇ 専任配置の終了日・・・工事担当課による完成確認日

ただし、入札公告又は設計図書に専任配置を要する基準日を記載する工事は、その内容を優先します。

■契約締結前の専任配置予定技術者の変更について（総合評価一般競争入札を除く）

入札参加申請時に提出した専任を要する配置予定技術者を変更する場合は、契約締結前に、公告文に記載の技術者の資格要件を満たすことを証明する書類を契約課に提出してください。

※本改正は、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手である技術者の育成及び確保に配慮し行うものであることから、本改正の趣旨をご理解の上、入札参加申請後の配置予定技術者の変更については必要最小限となるようお願いいたします。

■専任特例1号の技術者について※建設業法第26条第3項第1号

主任（監理）技術者の専任を求める建設工事において、連絡員を追加で配置し、情報処理技術を活用して現場監理を行うことにより、主任（監理）技術者は、以下の要件をすべて満たす場合に限る、本工事含めて2件まで兼務することができます。

なお、兼務をさせる場合には2件の工事担当課それぞれに「人員の配置を示す計画書」等を提出してください。

専任特例1号を活用する場合は、次のすべての要件を満たさなければなりません。

（市川市建設工事指導要綱第6条第3項関係）

- (1) 各建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式工事にあつては2億円未満）であること。
- (2) 兼務する建設工事の数が2を超えないこと。
- (3) 配置技術者が兼務する工事現場間の距離が1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ片道に要する時間がおおむね2時間以内であること。
- (4) 各建設工事の下請次数が3を超えないこと。
- (5) 連絡員を配置すること。
- (6) 各工事現場の施工体制を、配置技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (7) 人員の配置を示す計画書を作成し、当該工事現場に備え置くこと。また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿（規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。）の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。
- (8) 各工事現場からそれぞれの現場の状況を確認できる映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ通信環境が確保されていること。

■監理技術者補佐制度(専任特例2号)について※建設業法第26条第3項第2号

監理技術者補佐を専任で配置した場合、監理技術者(以下「専任特例2号の監理技術者」と言う。)は本工事含めて2件まで兼務することができます。

＜監理技術者補佐を配置する場合の留意事項＞

- ① 監理技術者補佐を専任で配置した場合においても、専任特例2号の監理技術者に求められる責務は、従前と変わらず、施工計画の作成、工程管理、品質管理など監理技術者に求められる職務を担います。
- ② 専任特例2号の監理技術者は、職務を適正に実施できるよう、監理技術者補佐を適切に指導監督することが求められます。
- ③ 専任特例2号の監理技術者を配置する場合は、次のすべての要件を満たさなければなりません。

(市川市建設工事指導要綱第6条第5項関係)

- (1) 監理技術者補佐を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者のうち、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例2号の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4) 兼務する建設工事の数が2を超えないこと。
- (5) 配置する監理技術者が兼務する工事現場間の距離が1日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ片道に要する時間がおおむね2時間以内であること。
- (6) 専任特例2号の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。

ただし、適正な施工の確保を図る観点から、難易度の高い又は特殊性のある建設工事において、**技術者の専任特例1号・2号を適用せず**、従来通り「主任・監理技術者の専任配置」を求める場合があります。

※ 制度の適用可否については、各公告文をご確認ください。

【4】 現場代理人の兼任及び営業所技術者の工事現場施工について

■ 現場代理人の兼任について

市が発注した建設工事について以下の条件を全て満たす場合には現場代理人が2件の工事まで兼任できるものとします。

兼任をさせる場合には2件の工事担当課それぞれに現場代理人兼任届等を提出してください。

- (1)主任技術者の専任配置を要しない工事(請負金額 4,500 万円未満※1)であること。
 - (2)既に契約締結している工事が、主任技術者の専任配置を要しない工事(請負金額 4,500 万円未満※1)であること。
 - (3)兼任する2件の工事がいずれも低入札価格調査を経て契約締結していないこと。
- ※1 建築一式工事において

■ 営業所技術者等の工事現場施工について※建設業法第26条の5

工事現場ごとに主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)を専任で置くべき建設工事について、営業所技術者又は特定営業所技術者(以下「営業所技術者等」という。)が当該営業所及び当該建設工事の工事現場の状況の確認等の職務を情報通信技術の利用により行うため必要な措置が講じられる等の要件を満たす場合には、営業所技術者等が1現場の監理技術者等を兼務することができます。

この場合には工事担当課へ「人員の配置を示す計画書」を提出してください。

(要件)

- (1) 当該営業所において締結した請負契約に係る建設工事であること。
- (2) 建設工事の請負代金の額が1億円未満(建築一式工事にあつては2億円未満)であること。
※公告文等で兼務を認めない旨を明示している案件は除く。
- (3) 工事現場数は、1件に限ること。
- (4) 営業所から当該工事現場の距離が、一日の勤務時間に巡回可能なものであり、かつ移動時間がおおむね2時間以内であること。
- (5) 当該建設工事の下請次数が3を超えていないこと。
- (6) 連絡員を配置すること。
- (7) 当該工事現場の施工体制を監理技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じていること。
- (8) 人員の配置を示す計画書を作成し、当該工事現場に備え置くこと。
また、当該計画書は規則第28条第1項に規定する帳簿(規則第26条第6項の規定による記録が行われた同項のファイル又は電磁的記録媒体を含む。)の保存期間と同じ期間営業所で保存していること。
- (9) 各工事現場からそれぞれの現場の状況を確認できる映像及び音声の送受信が可能な情報発信機器が設置され、かつ通信環境が確保されていること。
- (10) 営業所技術者等が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

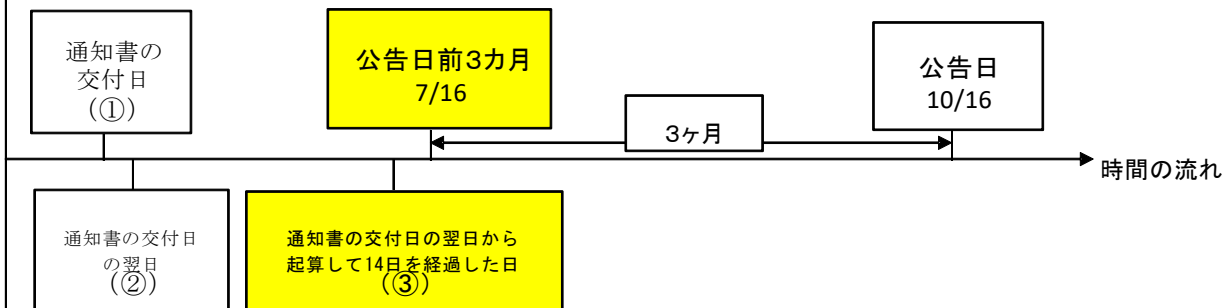
詳細は以下の「市川市現場代理人及び営業所技術者の配置に関する事務取扱要領」をご確認ください。

【5】工事成績不良による入札参加制限について

工事完成検査評定通知書において **65 点未満**を取ると、通知を受けた日の翌日から起算して 14 日を経過した日より **3 ヶ月間**、工事の入札に参加できなくなります。この内容が、一般競争入札の公告文の「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に追加されています。

(イメージ図)

■ 65 点未満を取った場合の措置 (10/16 公告の工事を一例)



入札参加制限の考え方: ③が公告日前3カ月以内の日に含まれているか否かにより判断する。

(ケース1) ①: 7/8 ⇒ ②: 7/9、③: 7/23 となり、③が公告日前3カ月間の日に含まれているため、10/16 公告の入札に参加できない。

(ケース2) ①: 6/30 ⇒ ②: 7/1、③: 7/15 となり、③が公告日前3カ月間の日に含まれていないため、10/16 公告の入札に参加できる。

【6】社会保険等未加入対策について

市川市が発注するすべての建設工事において、社会保険等未加入建設業者との下請契約の締結を原則として禁止します。

詳細及び添付資料は、市ホームページ「社会保険等未加入対策について」及び、市川市建設工事指導要綱を参照ください。

1.対象となる工事

市川市が発注するすべての建設工事を対象とします。

2.対象となる下請業者の範囲

建設業許可を有するすべての下請業者(二次下請け以下を含む。)が対象です。

3.罰則等

社会保険等未加入建設業者との下請契約が発見された場合は、添付の「社会保険等未加入対策確認フロー図」に従い確認作業を行います。指定した期間内に書類の提出がない場合や、二次以下の社会保険等未加入建設業者について未加入につき特別の事情が認められない場合等は、受注者に対して以下の罰則等が適用されます。

(1)競争参加資格停止

(市川市建設工事等請負業者等競争参加資格停止基準 別表第1第4号に該当)

(2)工事成績評定点の減点

(3)建設業許可庁への通報

【7】「公共工事設計労務単価に係る誓約書」の提出について

国土交通省通知による技能労働者の適正な賃金の確保等を目的として、一般競争入札の公告又は指名競争入札の指名を通知する入札に参加するに当たり、上記の誓約書を提出してください。

【8】「下請業者選定通知書等」の提出について

下請契約を締結した全ての建設工事について、下請業者選定通知書により施工体制台帳、施工体系図等を市との契約締結後原則として1か月以内に工事担当課へ提出してください。

なお、下請(二次下請け等も含む)の事業者を選定する際は、市川市建設工事等競争参加資格停止基準第10条及び建設工事等請負業者等競争参加資格停止一覧を参照すること。

[建設工事等請負業者等競争参加資格停止一覧\(リンク\)](#)

【9】入札保証金について

[入札保証金](#)の納付を要する案件があります。対象案件については、一般競争入札の公告文又は指名競争入札の指名通知書をご確認ください。

なお、入札保証金は、入札金額(税込み)の100分の5以上となります。

※入札金額(税抜価格)の100分の5以上ではありませんので、ご注意ください。

契約の締結及び工事の施工について

公共事業の施工にあたっては、市内業者を積極的に活用し、雇用の安定と就労の促進を図るとともに、下請契約及び工事代金の支払の適正化の指導などにより、事業の有効かつ適正な執行を図ることとしておりますので、この趣旨を理解され、次の事項について十分配慮し優良な工事の完成を期してください。

また、平成 13 年から「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、公共工事の一括下請負の完全禁止、特定建設業者における発注者への施工体制台帳の提出の義務づけなどが定められ、平成 26 年には下請契約を締結した全ての建設工事に係る施工体制台帳の提出が義務づけられたところであり、法律の趣旨をご理解の上、「市川市建設工事指導要綱」を遵守し、適正な工事の執行に努めてください。

記

1 市内業者の活用について

下請施工を必要とするものにあつては、市内業者への優先発注に努め、建設業の許可の適用除外となる軽微な工事を除き、許可を受けた建設業者を選定してください。

また、施工に必要な各種の建設資材、建設機械等の購入またはリースについても、できる限り市内業者を活用してください。

2 賃金の適正化について

公共工事の積算については、農林水産省及び国土交通省で、毎年、公共工事に従事する労働者の県別賃金を職種ごとに調査し、その調査結果に基づいて公共工事の積算に用いる「公共工事設計労務単価」により積算しているため、この点に十分留意し、適正な賃金を支払われるよう配慮してください。

なお、千葉県の「公共工事設計労務単価」につきましては、千葉県（県土整備部・技術管理課）において公表しております。

3 下請契約の適正化について

工事の一部を下請負に付する場合は、工事の内容を明確にするため、必ず下請契約書を作成してください。

また、下請契約を締結した全ての建設工事について、下請業者選定通知書とともに施工体制台帳、施工体系図等を添付し、市との契約締結後 1 か月以内に工事担当課へ提出してください。

なお、特定建設業の許可がなければ、5,000 万円以上（建築一式工事は 8,000 万円以上）の工事を下請に出せません。

4 下請負代金支払等の適正化について

下請負代金の支払時期及び方法等については、契約書に定めた条件の他、建設業法に規定する事項を遵守して適正なものとするともに、次の事項に配慮してください。

- (1) 元請負人は、出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、その支払の対象となった工事を施工した下請負人に対し、支払額に相当する下請代金を、元請代金の支払を受けた日から 1 か月以内に、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。（建設業法第 24 条の 3）
- (2) 元請負人が前金払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うように適切な配慮をすること。（建設業法第 24 条の 3）
- (3) 特定建設業者が注文者となった下請契約に係る下請代金は、当該下請工事の目的物引渡しの申し出があった日から起算して 50 日以内に、かつ、できる限り短い期間内に支払うこと。（建設業法第 24 条の 5）

(4) 下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用するときは、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、手形期間をできる限り短くすること。特に労務費相当分については現金払とすること。（市川市建設工事指導要綱）

また、元請負人の都合により現金払の約定を手形払に改め、又は手形期間を延長するときは、当該手形の割引に要する費用又は増加費用は、元請負人の負担とすること。（市川市建設工事指導要綱）

(5) やむを得ず下請代金を手形で支払う場合は、手形期間を60日以内のできる限り短い期間とすること。（市川市建設工事指導要綱）

5 労働条件の適正化について

(1) 建設業退職金共済制度

現場労働者の退職金制度確立のため、未加入事業主については早急に加入されるとともに加入事業主については、「共済手帳受払簿」および「共済証紙受払簿」を作成し、貴社の労働者の証紙の貼付はもとより、下請負業者に対する証紙の交付と貼付の確認を徹底してください。さらに工事現場に「建退共現場標識」（シール）を掲示してください。

特に、公共工事では、設計金額に建退共制度の掛金相当額が含まれていますので、公共工事を受注した場合には、当該工事に必要な共済証紙を金融機関で購入し、金融機関が発行する掛金収納書を添付した建設業退職金共済証紙購入状況報告書（様式第1号）を、契約締結後1か月以内に契約課へ提出してください。ただし、契約金額1,000万円未満の工事については、建設業退職金共済証紙購入状況報告書（様式第1号）の提出は省略しますが、共済証紙は購入してください。

共済証紙購入にあたっては建退共制度への加入が前提となりますので、未加入の場合は、建退共千葉県支部〔千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県建設業センター5階 電話 043-246-7379〕へお問い合わせのうえ加入の手続きをしてください。

(2) 労働者の福祉向上について

労働者のため、法定保険（雇用保険、健康保険、厚生年金、労働者災害補償保険）の加入をお願いします。

また、更なる福祉向上のため、法定外労災補償制度への積極的加入についても努めてください。

(3) 労働時間の厳守

労働基準法に基づき週40時間の法定労働時間を厳守するようにしてください。

(4) 休日労働の割増賃金について

法定休日労働に関する割増賃金の割増率は、3割5分以上となります。

(5) 有給休暇制度の改善

雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者（する予定の者）に、企業の規模にかかわらず、最低10日の年次有給休暇を付与しなければなりません。継続雇用する期間が6か月未満の季節労働者についても、次に示す目安により有給休暇を付与するように努めてください。

- ・その継続する就労日数が3か月以上4か月未満の者は3日程度
- ・その継続する就労日数が4か月以上6か月未満の者は5日程度

季節労働者はその勤務形態から実際にこれらの有給休暇を取得できる期間が短いと考えられることから、就労期間中に前倒しで付与する等実際に有給休暇が取得できるよう努めてください。

(6) 雇用契約の締結

労働基準法により、使用者が労働者と労働契約を締結する際には、賃金・労働時間・休日などの労働条件を明確に記載した書面を作成して、労働者に交付しなければなりません。

貴社の労働者はもとより、下請負がある場合は、その労働者も含めて雇用通知書の完全発行を徹底してください。

これは、出稼労働者等比較的短期間雇用される労働者に対しても同様です。

6 労働者の事故防止について

労働災害の防止については、貴社の労働者はもとより、下請負がある場合は、その労働者も含めて、保安教育および工事現場内の保安設備の点検等を行い、事故防止に万全を期するよう十分配慮してください。

7 労働者の雇用拡大について

労働者の雇用にあたっては、地域の活性化にもつながることから、公共職業安定所と密接な連携を取り、地元労働者および季節労働者を積極的に雇用するとともに、建設業退職金共済の証紙貼付を励行し、貼付の確認をさせていただきます

8 建設リサイクル法

建設工事では、廃棄物の再資源化の推進及び廃棄物を処理する責任は工事を受注した事業者にあるので、元請業者の責任において発生から処分まで「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」など諸法令に基づき適正に処理してください。第三者に処理を委託する場合は、産業廃棄物の収集・運搬、中間処理又は処分に関する法律上の許可を有していることを必ず確認してください。

9 建設業の許可及び経営事項審査

建設業の許可は5年、経営事項審査は1年7か月が有効期間です。それぞれ公共工事を受注するためには欠かせませんので、無許可営業等にならないよう注意してください。

10 消費税の取扱いについて

本市の工事請負代金額等には、消費税（地方消費税含む。）が含まれております。
従いまして、下請負契約、資材購入等において消費税および地方消費税額分を適正に上乗せした価格で契約を締結されるよう配慮してください。

11 工事中車両による事故の防止等について

交通安全管理については、工事関係車両による交通事故の絶無を期するとともに、過積載の違反防止をはじめ機械等の保管および運行管理を適正に行い、運転者に対しては交通法規を厳守するよう配慮してください。

12 契約に伴う届出書等の提出

工事請負契約については工事担当課が窓口となりますので、契約書、その他工程表等の提出書類を指示に従って作成し、工事担当課へ提出してください。

13 契約保証金について

(1)保証金額について

「契約金額（税込）の10%以上」です。ただし、低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合の保証金額は契約金（税込）の30%以上です。

(2)履行保証保険について

契約保証金を納める代わりに履行保険等に参加する場合は、次の点に気をつけて加入してください。

・保証期間は、着工日からではなく「契約（予定）日から完成日まで」です。

（契約（予定）日について必ず工事担当課に確認をしてください。）

・被保険者は、「市川市長 ○○ ○○」となります。

・工事名及び工事場所は、一字一句正確に記載してください。

14 前払金

前払金は、契約金額の40%以内で請求することができますので、請求する場合は、必要書類をそろえて工事担当課へ提出してください。

ただし、完成日が近づいた段階での請求は、前金払の趣旨に適しないものと考えますので、お断りします。

なお、低入札調査基準価格を下回る価格で落札した場合、前払金は契約金額の20%以内となり

ます。

15 中間前払金

中間前払金は、契約当初の前払金に加えて、施工の中間時期に追加して行う前払金をいい、契約金額の20%以内を請求することができます。

請求するには、

- (1) 当初の前払金を受領していること
 - (2) 工期の2分の1を経過していること
 - (3) 工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている工事の作業が行われていること
 - (4) 既に行われた工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること
 - (5) 部分払及び部分引渡しに伴う支払いが行われていないこと
- が必要です。

中間前払金を請求するときは、通常の前払金の場合と同様に、東日本建設業保証株式会社の保証証書その他の必要書類をそろえて、工事担当課へ提出してください。

年 月 日

市川市長 ○○ ○○

住 所

受注者

氏 名

建設業退職金共済証紙購入状況報告書

次のとおり証紙を購入したので、当該掛金収納書を貼付して報告します。

工事名・工事箇所			
契 約 年 月 日	年 月 日	契約金額	円
共 済 証 紙 購 入 額			
の り し ろ	掛金収納書（発注官公庁等用）添付欄		

- 注) (1) この報告書は、工事竣工1か月前までに契約課へ提出すること。
(2) 下請業者が購入した場合は、その掛金収納書も添付すること。